

重要

日本脳炎ワクチンを接種する前に内容をよく読み、十分理解してから接種をしましょう

■ 日本脳炎について

① 感染経路

人から人への感染ではなく、ブタなどの動物の体内でウィルスが増殖した後、そのブタを刺した、コガタアカイケカ(水田等に発生する蚊の一種)などが人を刺すことにより感染します。

② 潜伏期間

6～16日(感染した後、症状が出るまでに期間のこと)

③ 主な症状

高熱 頭痛 嘔吐など

④ 症状の経過

ウィルスを持つ蚊が人を刺すことにより感染します。症状が現れずに経過する(不顕性感染)場合がほとんどですが、症状が出る場合には、潜伏期何を経過した後、数日間続く高熱、頭痛、嘔吐等の症状で発症し、引き続き急激に、光への過敏症、意識障害(意識がなくなること)、けいれん等の中枢神経障害(脳の障害)を生じます。脳炎を発症すると、20～40%が死に至る病気であるといわれています。

■ 日本脳炎ワクチンについて

(接種ワクチンについて)

5年前に接種勧奨差し控えとなったワクチン(マウス脳由来の日本脳炎ワクチン)は現在使われておりません。現在使用されているワクチンについては、平成21年6月から使用可能とされるようになりました乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンです。

(乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンの効果と副反応)

予防接種を受けることで、体内に免疫ができ、日本脳炎にかかることを防ぐことができます。ただし、予防接種を受けることで、軽い副反応が見られることがあります。極めて稀に重い副反応が起こることもあります。

【主な副反応】

発熱 咳 鼻水 注射部位の紅斑等

【稀に生じる重い副反応】

ショック アナフィラキシー症状(蕁麻疹 呼吸困難等) 脳炎 けいれん
急性散在性脳髄膜炎(ADEM) 急性血小板減少性紫斑病

■ 予防接種による健康被害救済制度について

定期予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障が残るような健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。健康被害の程度に応じて、法律で定められた金額が支給されます。健康被害が予防接種によって引き起こされたものなのか、別の要因によるものなのかの因果関係を国の審査会で審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。

■ 接種するに当たりの注意事項

- ① 接種当日は朝からお子さんの様子を観察し、ふだんと変わったところがないか確認してください。
- ② 予診票への記入内容は接種する医師への大切な情報です。接種当日責任を持って記入してください。
- ③ 接種には必ず保護者が同伴してください。

● 接種を受けることが出来ません

- ① 発熱がある場合(通常37.5℃以上)
- ② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな場合
- ③ 受けるべき予防接種の薬液の成分によりアナフィラキシー(酷いアレルギー反応)を起こした場合
- ④ 明らかに免疫機能に異常のある疾患を有する場合及び免疫抑制をきたす治療を受けている場合
- ⑤ 医師が不適当な状態と判断した場合

裏面に続く

● 接種を受ける際に注意が必要です

- ① 心臓病、腎臓病、肝臓病、血液の病気や発達障害で治療を受けている場合
- ② 予防接種で、接種後2日以内に発熱のみられたお子さん及び発疹、じんましんなどのアレルギーと思われる異常が見られた場合
- ③ 過去にけいれん(ひきつけ)を起こしたことがある場合
- ④ 過去に免疫不全の診断がなされている場合及び近親者に先天性免疫不全の者がいる場合
- ⑤ ワクチンに含まれる卵や抗生物質、安定剤などの成分にアレルギーがあるといわれた場合

■ 接種後の注意

- ① 予防接種を受けた後30分間は、医療機関でお子さんの様子を観察するか、医師とすぐ連絡が取れるようにしておいてください。
- ② 予防接種後、生ワクチンでは4週間、不活化ワクチンでは1週間は副反応の発現に注意してください。
- ③ 接種部位は清潔に保ち、こすらないようにしてください。当日の入浴は差し支えありません。激しい運動は避けましょう。
- ④ 接種後、接種部位の異常な反応や体調の変化等があった場合には、速やかに医師の診察を受けましょう。

説明文を読んで、もしわからないことがあれば、接種を受ける前に市役所健康増進課や接種医に質問しましょう。必ず、納得された上で、お子様に接種することを決めましょう



